

◇市内産農林産物の測定結果(第154報:販売用・自家消費)◇

(令和5年1月1日～令和5年1月31日測定分)

- 産直団体、直売農家及び市民からの依頼を受けて測定した結果は下表のとおりです。(測定 ◇検体中、公表の同意が得られた ◇検体分)
- 下表中、◇検体については「不検出」または基準値を下回っています。◇検体については食品衛生法上基準値を超過しています。

番号	品目	産地(大字)	測定日	測定結果(単位:Bq/kg)			測定場所
				放射性セシウム-134 (Cs-134)	放射性セシウム-137 (Cs-137)	放射性セシウム 合計値	
				公表対象品目 無し			

- 本測定は、トライアスラーベクレルファインダー(シンチレーション放射線核種簡易測定器)を使用しました。
- 本測定は、検出下限値を放射性セシウムの合計で25ベクレル/kg以下となるよう測定しています。
- 「放射性セシウム合計値」は、セシウム134とセシウム137の合計値が3桁の場合、3桁目を四捨五入し、有効数字2桁にしています。
- 測定の結果、放射性物質濃度が検出下限値未満であった場合、結果欄に「不検出(<検出下限値)」と表示しています。

●食品中の放射性物質の基準値 (平成24年4月1日施行)
 [放射性セシウムの新基準値]
 一般食品 100 Bq/kg 乳児用食品及び牛乳 50 Bq/kg 飲料水 10 Bq/kg